

全学年共通

日本学生支援機構奨学金（給付・貸与）、
国の入学金・授業料減免を新規で
申込みたい方の手続き

5月に奨学金申し込みに関する説明会を開催する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止します。奨学金に関する案内冊子等を希望者へ郵送しますので、以下のとおり手続きしてください。

なお、以下の手続きに沿って申請した場合、奨学金の初回振込は7月となります。（4月分から7月分がまとめて振り込まれます。）

（手順1）5月1日（金）正午までに「日本学生支援機構奨学金及び国の入学金・授業料減免を新規で申し込みたい方へのアンケート」に回答してください。

（手順2）アンケートに回答された方へ、5月1日（金）に案内冊子等を発送しますので、届いたら内容を確認してください。

注意事項

（給付奨学金）

給付奨学金の収入基準については、2018年1月～12月の収入に基づき審査が行われますが、2019年1月以降に家計が急変した方で、2ページに記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる方は、家計急変後の家計状況で審査が行われますので、上記アンケートには回答せず、速やかに学生課に申し出てください。

（貸与奨学金）

貸与奨学金の利用を希望する方で、生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等で家計急変が急変した方は、上記アンケートには回答せず、速やかに学生課に申し出てください。

●資料が届くまでにまでにできること

- ・奨学金がどのくらい必要か考えておく。
- ・日本学生支援機構奨学金（給付・貸与）
 - ホームページで概要を確認してみる (<https://www.jasso.go.jp/index.html>)
 - ホームページの「進学資金シミュレーター」で学生生活費や奨学金選択のシミュレーションをしてみる (<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>)
 - ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」で借りる額と返す額のことを調べてみる (<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>)
- ・国の入学金・授業料減免
 - 文部科学省のホームページで概要を確認してみる (<https://www.mext.go.jp/kyufu/>)

<家計急変の事由及び証明書類について>

② 家計急変の事由

下表に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合、家計急変として申込みができます。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が 死亡	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が 事故又は病気 により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 <u>及び</u> ・病気休職中であることの証明書（注3）参照）
C：生計維持者の一方（又は両方）が 失業 （非自発的失業（注2参照）の場合に限る。）	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者が 震災、火災、風水害等に被災 した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書 <u>及び</u> ・事情書（所定様式）

（注1） 収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、家計急変による緊急支援の対象とはなりません。

（注2） 下記の事由については、被災した場合（上表Dに該当する場合）を除いて、家計急変による緊急支援の対象とはなりません。

- ・生計維持者の 離婚 又は 失踪
- ・定年退職等、非自発的失業（注4）参照）に該当しない離職
- ・雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職

（注3） 雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休職（休職）について、①当該休職（休職）の期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書（機構の定める様式又はこれに準ずる書面）の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。

（注4） 「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コード【1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)】に該当する場合を指し、これに該当しないときは、授業料等減免及び給付奨学金の緊急支援の対象とはなりません。

1A(11) 解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1B(12) 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A(21) 雇止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約(1年未満)を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇止めとなったために離職したとき）
2B(22) 倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C(23) 期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A(31) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B(32) 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C(33) 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月以上）
3D(34) 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月未満）